

コロナで変わる災害避難～そのとき、いのちを守るために～

【お問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

世界的に広がる新型コロナウイルス感染症の影響により、「防災」や「避難」のあり方についても、これまでの考え方が変わりつつあります。

突然起こる災害からいのちを守ることはもちろん、これからは新型コロナウイルス感染症から身を守るための避難が求められています。

● 「避難＝避難所へ向かう」だけではありません

避難所への避難が、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを高めるおそれがあるため、避難所以外の避難先を考えておく必要があります。避難所以外の避難先の確保は、自分の感染リスクを下げるだけでなく、避難所しか利用できない方の安全・安心にもつながります。

● 在宅避難・垂直避難

自宅や近くの建物のできるだけ高い階や、斜面から離れた部屋への避難

● 分散避難

安全な親族や知人宅、頑丈な建物への避難

● 車中泊

危険な場所でなければ、一時的に車中で過ごす避難も

車避難の注意点

避難が長期化する場合、エコノミークラス症候群のリスクが高まります。

できるだけ自治体が指定した避難所等へ移動し、車中では足首運動や水分を十分にとるなど、体調管理には十分注意しましょう。

● 車で避難していいの？

今までは、避難は「徒歩」が原則だと皆さんにお伝えしてきました。これは、車での避難が道路渋滞を招き、緊急車両の妨げとなったり、道路の冠水などによって立ち往生してしまう可能性があるからです。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、「密を防ぐ」ため車避難は有効であると考え方が変わってきています。

長野県では、一時的に車内で安全確保ができる場所を確認できる「一車で避難・安全確保一避難場所マップ」を作成しています。

車による避難と車内での安全確保ができる場所を、インターネット上の地図で確認することができるので、参考としてください。

●正しい情報を入手しましょう

町では、複数のメディアを使って「緊急情報」を発信しています。災害等の緊急時は、全員が正しい情報のもと行動することが大切です。町が発信する情報を入手できるよう環境を整え、災害に備えるようにしてください。

- ・防災行政無線 ・有線（告知）放送
- ・町防災メール ・広報車
- ・テレビ、ラジオ
- ・緊急速報メール（エリアメール）

実際に災害が発生したら…

1. いのちを守る行動をとる

机の下に隠れたり、運転中であれば路肩に停車するなど、身の安全を確保し、いのちを守る行動をとりましょう。

2. 避難場所へ避難

身の危険を感じるような災害である場合、町が開設する避難所や、自身で決めた避難場所へ避難してください。

ただし、動き回る方が危険な場合もあります。家が安全である場合は、自宅に留まりましょう。

3. 避難が長期化する場合があります

大規模な災害の場合、避難所等で生活を送ることになります。避難所以外の場所に避難しているときは、お住まいの区等に安否連絡を行いましょう。

●自宅等の被災リスクを知りましょう

町が配布している「防災ガイドブック」では、災害毎のリスクを示したハザードマップが掲載されており、お住まいの地域の被災リスクを具体的に知ることができます。

自宅の被災リスクや、万が一の時はどこへ逃げるのか、避難先の安全性を確かめる方法の

1つとしてぜひご活用ください。

※ガイドブックは役場窓口で配布、また町ホームページからご覧いただけます。

避難経路や危険箇所は、「防災ガイドブック」でご確認ください。ま

たこの機会に【避難所外の避難先】についてもご検討ください。

●日ごろの備えはできていますか？

被災地に水や食料などの物資が届くのは、一般的に3日後と言われています。3日間をしのげるよう、また避難が必要になった時にすぐ持ち出せるよう、日ごろから準備をしておきましょう。

- 飲料水（一人1日3リットルを目安に、3日分を用意）
- マスク、消毒液、体温計（感染症予防用品）
- 食料品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ヘルメット、防災ずきん
- マスク
- 軍手、手袋
- 懐中電灯
- 衣類、下着
- 毛布、タオル
- 携帯ラジオ、予備電池
- 使い捨てカイロ
- 洗面用具
- トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- ウェットティッシュ
- カセットコンロ

※アレルギーをお持ちの方は対応品の用意をしましょう。

※飲料水とは別に、物を洗ったり、トイレを流したりするための水も必要です。日頃から水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水はいつもはっておくなどの備えをしておきましょう。

●富士見町総合防災訓練を行います

災害発生時、最小限の被害にとどめるために、住民、自主防災会、行政機関および防災関

連機関が、緊密に連携して大規模災害に対応できるよう、実践に即した訓練を実施します。

【日 時】 9月6日（日）午前8時30分から

【会 場】 各集落の一時避難所・安否確認場所、富士見町役場周辺

マイナンバーカードでマイナポイント

お好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが上限5,000円分(付与率25%)もらえちゃう！

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与されるのが、「マイナポイント」の仕組みです！

9月より、マイナンバーカードを活用した国の消費活性化策として、「マイナポイント事業」が始まります。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得し、マイナポイント予約とマイナポイント申込みをする必要があります。

手続き終了後、キャッシュレス決済を利用してお買い物をすると、最大で5,000円分のポイントがもらえます。

住民福祉課 住民係（役場1階①番窓口）でも手続きの支援を行っていますので、ぜひご利用ください。

マイナポイントを利用するには

1. 取得

マイナンバーカードを取得

2. 予約

マイナポイントを予約

3. 申込み

マイナポイントを申込（キャッシュレス決済サービスの選択）

→チャージ or お買い物

- 2020年9月1日～2021年3月31日までのチャージ or お買い物が対象！
- チャージやお買い物の際にマイナンバーカードは使用しません

※スマートフォン等によるオンライン申請が可能です。

また、マイナンバーカードの申請・受取は窓口延長日でも対応しています（毎月第1火曜日のみ）

マイナポイントとは

マイナンバーカードを活用した全国共通のポイントで、キャッシュレス決済事業者を通じて付与され、各事業者のサービスポイントとして、店舗やオンラインショップでの買い物に利用できます。

総務省ホームページ

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

各問い合わせ

●マイナンバー総合フリーダイヤル

【電話番号】 0120-95-0178（音声ガイダンスに従って操作してください）

【受付時間】 平日：午前9時30分～午後8時 土日祝日：午前9時30分～午後5時30分

●マイナンバーカード等について

住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

10月よりスマートフォン用アプリから納付ができます

【問合せ先】 財務課 収納係

【電話番号】 62-9123

- いつでもどこでも納付が可能
スマートフォンからアプリを使って、いつでもどこでも納付ができます。
- 電子マネーで納付できる
手元に現金がなくても、スマートフォンを利用して銀行口座等から電子マネーをチャージし、納付ができます。
- 納付履歴が確認できる
いつ何を納付したのか、アプリから簡単に納付履歴が確認できます。

【対象】 町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、水道料金、下水道使用料

※水道料金・下水道使用料は、10月からコンビニエンスストアでも納付できるようになります

●用意するもの

- 「PayPay」や「LINE」のアプリが入ったスマートフォン
各アプリはGoogle PlayまたはApp Storeからダウンロードできます。
利用には登録やログイン、チャージが必要です。手順については各サービス事業者の指示に従ってください。
- 納付書（バーコード記載のあるもの）※水道料金・下水道使用料は、令和2年11月請求分から、バーコードが記載されます。ただし、以下の納付書は対象外です。
 - 納期限を過ぎたもの
 - 額面が使用上限以上のもの（PayPay：30万円まで、LINE Pay：5万円未満まで）
 - その他バーコードのないもの

利用方法（PayPay）

1. ホーム画面からスキャンボタンをタップして、スキャン画面を立ち上げます。
2. 納付書のバーコードを読み込みます。
3. 支払金額を確認し「支払う」をタップします。
4. 支払完了画面が表示されます。
5. 支払履歴一覧から支払履歴が確認できます。

※詳細はPayPay株式会社ホームページ（下記URLまたは右のQRコード）をご覧ください。

<https://paypay.ne.jp/>

利用方法（LINE Pay）

1. LINE Payのお財布マーク「ウォレット」タブ内にある「請求書支払い」を選択します。
2. コードリーダーが起動したら、納付書のバーコードを読み込みます。
3. 支払金額を確認し「支払う」をタップします。
4. 支払完了画面が表示されます。
5. 支払履歴一覧から支払履歴が確認できます。

※詳細はLINE Pay ご利用ガイド（下記URLまたは右のQRコード）をご覧ください。

<https://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>

注意事項！

- 領収書は発行されません。二重納付防止のため、納付済の納付書は適切に処理してください。領収書が必要な場合は、役場や金融機関窓口等にてご納付ください。
- PayPayおよびLINE Payを利用した納付はスマートフォン限定のサービスです。役場や金融機関の窓口では電子マネーでの納付はできません。
- 納付の取り消しはできませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 軽自動車継続検査用納税証明書の発行は別途申請が必要になります。

令和2年度 結核検診（胸部レントゲン撮影）のお知らせ

～延期されていた結核検診（胸部レントゲン撮影）を行います～

【申込・問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】 62-9134

【対象者】 65歳以上の方（昭和31年4月1日以前に生まれた方）

【費用】 無料

【その他】 事前に配布されている受診票を撮影会場へお持ちください。

※上記対象者のうち富士見・乙事・立沢・広原地区の方ですすでに肺がんCT検診を受けた方は、今回の胸部レントゲン撮影の対象にはなりません。

【検診日】

9月9日（水）

【時間】 【会場】 【最寄りの区域】

午前 9:00～9:20 机集落センター 机

午前 9:35～10:00 烏帽子公民館 烏帽子

午前 10:10～10:55 高森公民館 高森 広原

午前 11:10～11:30 葛窪転作研修センター 葛窪

午後 1:15～1:35 先達公民館 先達

午後 1:45～2:00 田端公民館 田端

午後 2:20～3:00 池袋公民館 信濃境・池袋・広原

【検診日】

11月17日（火）

午前 9:00～9:30 上蔦木集落センター 上蔦木・下蔦木

午前 9:40～10:00 赤石ドライブイン前 神代・平岡

午前 10:20～11:20 瀬沢新田集落センター 瀬沢新田

午後 1:15～1:45 木之間公民館 木之間

午後 1:55～2:10 横吹集落センター 横吹・花場・休戸

午後 2:20～2:40 とちの木公民館 とちの木

午後 2:55～3:20 瀬沢公民館 瀬沢・先能

【検診日】

11月18日（水）

午前 9:00～9:20 富原公民館 富原

午前 9:30～10:00 南原山集落センター 南原山・富ヶ丘

午前 10:15～11:20 富里区役所 富里

午後 1:10～2:00 御射山神戸区役所 御射山神戸

午後 2:10～2:35 栗生集落センター 栗生

午後 2:45～3:00 大平コミュニティセンター 大平

午後 3:10～3:30 松目集落センター 松目

【検診日】

11月19日（木）

午前 9:00～10:40 富士見区役所 富士見

午前 10:50～11:00 塚平集会所 塚平

午前 11:10～11:30 富士見ヶ丘 コミュニティセンター・富士見ヶ丘

午後 1:15～1:35 小六公民館 小六

午後 1:45～2:50 乙事区役所 乙事・広原

午後 3:05～3:30 富士見台 コミュニティセンター・富士見台

【検診日】

11月20日（金）

午前 9:00～9:15 立沢南原集会所 立沢南原

午前 9:30～9:50 立沢下羽場組公会所 立沢羽場

午前 10:05～10:55 立沢構造改善センター 立沢・広原

午前 11:10～11:40 桜ヶ丘公民館 桜ヶ丘

午後 1:00～1:30 若宮構造改善センター 若宮

午後 1:40～2:00 原の茶屋公民館 原の茶屋

午後 2:20～3:30 保健センター 全町対象

- お申し込みされていない方でも、対象の方であれば当日会場にて検診を受けることができます。年に一度は結核検診を受けましょう。
- 機器のデジタル化により、撮影の準備に5分程時間がかかります。ご迷惑をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いいたします。
- お申し込みいただいた方で、すでに病院等で受けた方や、取り消しをする場合には11月末日までに保健予防係までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により中止となる場合があります。

乳がん検診（マンモグラフィ検査）日程希望調査のお願い

【申込・問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】 62-9134

この検診は、検診車での乳房レントゲン撮影（乳房を圧迫して乳腺組織内部を撮影する）検診です。すでに申し込まれている方には「受診日希望調査票」を送付しました。まだ申し込みされていない方でも、検診対象であれば追加の申し込みができます。

【対象者】 昭和21年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた女性

【対象地区】 富士見、乙事、立沢、広原地区

【日程】 10月1日(木)・11月2日(月)・9日(月)・16日(月)・25日(水)・12月10日(木)

※午前9時から午後2時までの完全予約制です。

【会場】 保健センター

【申込締切】 9月10日(木)

【検診一部負担金】 2,000円

※以下の②、③、④に該当する方は申請により検診一部負担金が免除になります。

保健センターでお手続きください。

【申請】【免除の対象となる方】

【不要】

① 昭和26年4月1日以前に生まれた方

【必要】

② 65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方

④ 当該年度分の町民税非課税世帯に属する方

● 検診を受けることができない方

- ・ 自覚症状のある方（しこり、乳頭分泌、乳頭の湿疹様変化など）
- ・ 授乳中、妊娠中または妊娠の可能性のある方（不妊治療中の方を含む）

- ・ 断乳後（出産後）1年未満の方
- ・ 乳がんまたは乳房の病気で治療中、経過観察中の方
- ・ 乳がん手術後10年未満の方や、乳がんの温存療法を受けた方
- ・ 乳房内にペースメーカーやV-Pシャント、シリコン等が入っている方
- ・ 当日乳房に外傷があり圧迫できない場合や検診時にまっすぐ立ってられない方（7分程度）

その悩み、誰かに相談してみませんか

【問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】 62-9134

～9月10日から9月16日は自殺予防週間です～

元気に生活するためには、身体の健康だけではなく、こころの健康も大切です。新型コロナウイルス感染症により、生活や仕事等の環境に変化があり、なんとなく心が落ち着かない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんな時は一人で悩まず、周囲の人に相談してみましょう。

町では、保健師による「こころの健康相談」も随時行っています。本人だけではなく、ご家族からの相談も可能です。お気軽にご連絡ください。

相談できる窓口があります

- ◆こころの健康相談 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分
 - 富士見町住民福祉課保健予防係（保健センター）【電話番号】62-9134
 - 諏訪保健福祉事務所 【電話番号】57-2927
 - 長野県精神保健福祉センター 【電話番号】026-227-1810
- ◆自殺予防のための相談 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時30分～午後4時
 - こころの健康相談統一ダイヤル（長野県精神保健福祉センター内）
【電話番号】0570-064-556

前立腺がん検診（PSA 検査）のお知らせ

【申込・問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】 62-9134

前立腺は男性だけにある臓器のひとつです。PSA 検査は採血で行われる検査のため、身体

的な負担も小さく、簡単に受けることができます。

【対象者】社会保険に加入している方、または富士見町国民健康保険に加入している方で、特定健診（集団健康スクリーニング・個別健康診査）を受診していない、昭和40年4月1日以前に生まれ、受診日当日に74歳以下の男性

【日程】10月5日（月）から9日（金）までの指定日

【時間】午前8時30分～9時

【会場】保健センター

【申込締切】9月18日（金）

【検診一部負担金】500円（検診当日にお持ちください）

～ご注意ください～

1. 富士見町国保加入者で、特定健診（集団健康スクリーニング・個別健診）を申込済みの方は、再度の申し込みは不要です。（※特定健診申込者のうち、対象者全員に前立腺がん検診受診案内が届きます。）
2. すでに前立腺疾患等で定期的に検査や治療を受けている方は対象外です。
3. 検診の詳細については、お申し込み後通知にてご案内します。

●検診一部負担金が免除される方（無料の方）

1. 70歳以上の方（昭和26年4月1日以前に生まれた方）
※年齢で判断しますので申請は必要ありません
2. 65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
3. 生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方
4. 当該年度分の町民税非課税世帯に属する方
※2～4の方は、申請により一部負担金が免除されますので、前日までに保健センターで免除申請の手続きをしてください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により日程が変更となる場合があります。

健康ふじみ通信

～心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町～

～歩こうよ 貯筋で延びる 健康寿命～ 健康づくり運動習慣推進チーム

【申込・問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター）

【電話番号】62-9134

「運動編」～ 今より動こう+10 ～

「運動が大切」ということは分かっているけど、忙しい日々の中で運動をなかなかできないという方も多いのではないのでしょうか。今よりも10分多く体を動かすことで生活習慣病予防や、寝たきり、認知症予防につながります。できることから1日プラス10分、今より体を動かす機会をつくってみましょう。

毎日の積み重ねの+10で、運動習慣を身につけて健康寿命を延ばしましょう。

ちょっと「ずく」を出して“ながら”を取り入れてみましょう

- ・ テレビを見ながらその場で足踏み
- ・ 食器洗いや歯みがきをしながらつま先立ち

体力に自信がある人は“運動”を取り入れてみましょう

- ・ エレベーター等を使わず、階段で移動
- ・ 通勤・通学・お買い物には、自転車や歩きで行く

10分歩く＝約1,000歩

アプリ「FiNC」や歩数計を見て

やる気アップしながら頑張りましょう

年金だより『付加保険料』制度のお知らせ

【申込・問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

国民年金第1号被保険者（自営業者、学生など）は、希望により毎月の定額保険料に加えて、月額400円の『付加保険料』を納めることができます。付加保険料を納めると、将来受給する老齢基礎年金に加えて付加年金を受けることができます。

【納めることができる方】

- 国民年金第1号被保険者
- 任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

付加年金額（年額）＝200円×付加保険料を納付した月数

- 付加保険料を10年間納付した場合…

付加保険料の納付額

400円×12月×10年＝48,000円

付加年金の年金額

200円×12月×10年＝24,000円

◇ 48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされます

ご注意ください

- 付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなります
- 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません
- 納期限（対象月の翌月末）を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます
- お申込みは、住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）または年金事務所です

町営住宅入居者募集

【申込・問合せ先】総務課 管財係

【電話番号】62-9325

- 住宅の概要（募集戸数：4戸）

【住宅名】

一ツ藪公営住宅2号・3号

【構造等】

簡易耐火平屋建

昭和56年度建築

【規格】

3DKY（D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付））

【家賃】

12,300円～24,200円

【所在地等】

富士見町富士見3250-1

富士見高校より西へ約500m

【住宅名】

立沢公営住宅 1 号・3 号

【構造等】

簡易耐火平屋建

昭和 54 年度建築

【規格】

3DKY (D…ダイニング K…台所 Y…浴室 (浴室給湯・浴槽付))

【家賃】

11,400 円～22,400 円

【所在地等】

富士見町立沢 5411-1

本郷小学校より北へ約 1.0 km

【募集期間】

9 月 1 日 (火) ～9 月 14 日 (月)

【申込方法】

町総務課 管財係に備え付けまたは町のホームページ (<https://www.town.fujimi.lg.jp/>)
内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】

公開抽選

【抽選日時】

9 月 15 日 (火) 午前 10 時～

【会 場】

役場 3 階 図書室

【入居日】

原則として入居決定後 10 日以内

【入居資格】

次の①～⑥の資格をすべて満たす方

①地方税を滞納していない方

②現に同居し、または同居しようとする親族があること

③公営住宅法による月収が既定の額以下の方

●一般世帯：158,000 円以下 ●高齢者身体障がい者世帯等：214,000 円以下

④現に住宅に困窮していることが明らかな方 (ほかの公営住宅入居者や持ち家がある方は不可)

⑤町内に住所または勤務先を有する方

⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

日赤活動資金へのご協力ありがとうございました

【問合せ先】 住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】 62-9144

『いのちを守る赤十字』をスローガンに活動している日本赤十字社の活動資金募集を本年度も実施したところ、住民の皆様方をはじめ、各区のご協力により、次のとおり活動資金をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

令和2年度募集結果 1,955,542円 (令和2年7月31日現在)

お寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社長野県支部へ送金し、国内外の災害救護活動の他、各種講習会の実施や救護看護師の養成等、数多くの人道的な活動に役立たせていただきます。町においても、災害救護活動や救急法の普及活動、奉仕団活動等に活用されています。

赤十字活動へのご協力に感謝するとともに、今後ともより一層のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

屋外広告物の適正な設置・管理をお願いします

【問合せ先】 建設課 都市計画係

【電話番号】 62-9217

屋外広告物は景観を損ねないように設置し、落下や倒壊などの危険を防ぐため適正な維持管理を行いましょう。

○屋外広告物とは

①常時または一定の期間継続して表示されるもの

②屋外で表示されるもの

③公衆に表示されるもの

④看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出されるもの

○屋外広告物の表示設置が禁止される物件があります

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁などには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

○屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります

国道 20 号や中央自動車道から展望できる地域、または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置するときや、高さ 4m を超える広告塔、広告板等を設置するときは、道路法や建築基準法の許可や確認が必要になります。

●定期点検の実施をお願いします

- ・ 屋外広告物を表示し、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行う必要があります。
- ・ 点検時期は、屋外広告物を表示・設置・改造したとき、およびその後 3 年以内ごとです。
- ・ 本体や表示面の変形・腐食・破損・はく離・汚染・退色、ボルトやビスのサビ・緩みなどを点検してください。
- ・ 点検結果は記録してください。

●点検結果の保管・報告をお願いします

- ・ 点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、大切に保管してください。
- ・ 表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

9 月 1 日から 9 月 10 日までは、「屋外広告物適正化旬間」です。

禁止物件の点検や除却、パトロールを重点的に実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

富士見町 第 177 号 教育委員会だより

～「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して～

令和 3 年度「保育園入園説明会」・「入園申し込み受付」を行います

【問合せ先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

令和3年4月～令和4年3月までの間に入園を希望される方は申請書類を受け取り、申し込みをしてください。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各家庭1名の参加にご協力ください。また、入園説明会への参加は任意としますので、説明を聞く必要ない方は申請書類のみ各保育園または役場子ども課子ども支援係にてお受け取りください。

入園説明会

【日 時】9月29日（火）午後7時～

【会 場】町民センター体育室

【持ち物】筆記用具

入園申し込み受付（入園を希望する保育園にて）

【日 程】

●令和3年4月に3歳以上のお子様

10月8日（木）…富士見保育園

10月14日（水）…西山保育園

10月21日（水）…本郷保育園

●令和3年4月に3歳未満のお子様

10月12日（月）…富士見保育園

10月15日（木）…西山保育園

10月22日（木）…本郷保育園

※3歳未満児と以上児のお子様を同時に申し込む場合は、未満児の日程で一緒にご参加ください。

●落合保育園と境保育園を希望の場合は、それぞれ下記1日のみとなりますのでご注意ください。

10月19日（月）…落合保育園

10月26日（月）…境保育園

【時 間】午後2時30分～3時30分

※詳しくは、教育委員会だより8月号または町ホームページをご覧ください。

～ 富士見中学校 中体連 諏訪大会 結果 ～

☆富士見中学校、中体連 諏訪大会の結果をお知らせします。

コロナ下でも日々の練習を重ね、頑張りました！

卓球部…【女子個人戦】・5位入賞 2名

男子ソフトテニス部…【団体戦】・3勝1敗《第2位》

【個人戦】・3位（ペア1組）・ベスト8（ペア3組）

女子ソフトテニス部…【団体戦】・2勝2敗《ブロック2位》

【個人戦】・1回戦、2回戦 惜敗

バレーボール部…決勝 富士見中 1－2 諏訪西中 惜敗《第2位》

男子バスケットボール部…決勝 富士見中 45－36 茅野北部中《優勝》

女子バスケットボール部…決勝 富士見中 49－45 茅野東部中《優勝》

サッカー部…・1位グループ 富士見中 0－2 岡谷北部中

富士見中 0－1 岡谷東部中《第4位》

軟式野球部…・1、2位決定戦

富士見中 4－5 茅野北部中 惜敗《第2位》

剣道…・合同チームで個人3回出場 2勝1分

バドミントン…【女子シングルス】・ベスト8 1名

※陸上部は「長野県中学3年生夏季合同記録会」に参加し、ベストを尽くしました。

令和2年9月1日発行

富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

【メールアドレス】kodomo@town.fujimi.lg.jp

子どもに関するなんでも相談

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

【電話番号】62-9233

家庭・教育・子育て相談員

9月20日（第3日曜日）は家庭の日・家庭読書の日

2学期が始まりました。まだまだ暑い日が続きますが、体調に注意して過ごしましょう。

くらしの情報

お知らせ

秋の全国交通安全運動

【問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9217

交通事故防止を徹底するため、長野県では「秋の全国交通安全運動」を実施します。

【期 間】

9月21日(月・祝)～9月30日(水)

【運動の重点】

- ①子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ②高齢運転者等の安全運転の励行
- ③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

【長野県の重点】

☆横断歩道における歩行者保護の徹底

- ・ 運転者は、横断歩道手前で減速して歩行者の有無を確認するとともに、歩行者がいたら横断歩道手前で必ず一時停止しましょう。
- ・ 横断歩道のある交差点を右折する際は、歩行者の有無を必ず確認しましょう。

相談募集

「県下一斉司法書士無料法律相談」相談所を開設します

【問合せ先】長野県司法書士会 諏訪支部（代表 植松）

【電話番号】61-2077

10月1日は「法の日」です。長野県司法書士会では、不動産の登記、相続などの相談をお受けします。

秘密は厳守しますので、この機会にぜひお越しください。

- 日時 10月1日(木) 午後5時～7時
- 会場 町民センター1階
- 相談無料、予約不要です。

くらしと健康の相談会

【申込・問合せ先】 諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課
【電話番号】 57-2927

失業、倒産、多重債務、家庭問題などについて弁護士が法律相談に応じ、あわせて保健師による心の健康を含めた健康相談をお受けします。

- 日時 9月3・10・17・24日(木) 午前10時～午後3時(正午から午後1時を除く)
- 会場 諏訪保健福祉事務所(諏訪合同庁舎2階)
- 相談は無料ですが予約が必要です。相談時間は1時間で、相談希望日の前週金曜日、正午までにお申し込みください。

見た目も、身体も、10歳若返るウォーキング「インターバル速歩教室」参加者募集

【申込・問合せ先】 富士見高原病院
【電話番号】 62-3030

- 期間 令和2年10月から令和3年9月までの1年間
- 定員 20名
- 費用 年間27,400円(税込み・先払い)
- 講師 リハビリテーション部 古賀 慎也、植松 大智
- 電話にてお申し込みください。

__消費者見守り情報 No.113__

慌てないで！ トイレ修理で思わぬ高額請求が

【問合せ先】

茅野市消費生活センター

【電話番号】 75-8188

長野県中信消費生活センター

【電話番号】 0263-40-3660

住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

★こんな相談

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。結局新しい便器に交換することになったが、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。急いでいたので料金等は電話で確認しなかったし、すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが高額だと思う。

★消費者へのアドバイス

急な事態に慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数の業者から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認することも大切です。現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。

突然のトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておくことや、水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくことも大切です。

不安に思うことやトラブルがあった場合は、早めに消費生活センター等にご相談ください。

イベント

科学のとびら「虹の万華鏡をつくろう」

【申込・問合せ先】 富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

ふしぎな万華鏡をつくります。

●日時 9月13日(日) 午前10時～正午

●会場 コミュニティ・プラザ2階 実習室

●定員 親子8組 ※子どもは一組2名まで

●講師 赤坂行男 先生(信濃境)

○新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用・手指消毒・体温測定をお願いします。

○参加人数に制限を設けています。定員になり次第締め切りです。

秋の図書館まつり

【問合せ先】 富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

絵本の読み聞かせ・パネルシアターなどを行います。

- 日時 9月21日（月・祝）午前11時～午前11時30分
- 会場 コミュニティ・プラザ大会議室
- 協力 ふじみ子どもの本の会
- 申し込み不要です。親子でお越しください。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用・手指消毒・体温測定をお願いします。

図書館企画展 南諏展（理科）

【問合せ先】 富士見高原のミュージアム

【電話番号】 62-7930

町内小中学校、諏訪養護学校の児童・生徒が、夏休みや授業で行った一研究などの作品を展示します。

- 日時 9月12日（土）～9月27日（日）
- 時間 午前10時～午後5時 ※入館は午後4時30分まで
- 入館料 大人300円
- ※諏訪地域の小中学生は無料
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用・手指消毒をお願いします。

「富士見町経営よろず相談窓口」を開設しています

【問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

新型コロナウイルス感染症関係の補助金をはじめ、専門家による経営相談などを実施します。

- 日時 9月3日・17日（木）午後1時30分～4時30分
- 会場 富士見町役場 2階202会議室
- 対象 町内で事業を行っている方であれば誰でも
- 相談は無料で予約優先です。事前に電話にてご予約ください。

富士見マルシェを開催します

【問合せ先】 産業課 営農推進係

【電話番号】 62-9328

町内の生産者がこだわって栽培した、新鮮で安心・安全な農作物を、お手ごろ価格で販売します。

【開催日程】

朝マルシェ 2nd 9月5日(土)

朝マルシェ 3rd 9月19日(土)

※毎回、先着40名様に商品1つを無料でお渡します

【時間】 午前8時～10時

【会場】 ゆめひろば富士見

マルシェには毎回、町内の就労継続支援A型事業所「Jumpin'」の移動販売車も出店予定です。パンや日用品もお求めいただけます。

体の元気は地域の元気！新鮮な富士見の野菜を食べてみんなで「元気」になりましょう！

60歳以上のみなさまへ

2020 信州ねんりんピックに参加しませんか

【申込・問合せ先】 信州ねんりんピック実行委員会事務局（公益財団法人長野県長寿社会開発センター）

【電話番号】 026-226-3741

【ホームページ】 <https://www.nicesenior.or.jp/>

明るく活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者の方が文化・芸術の祭典等を通じて、社会参加、生きがいつ

くりなど、幅広い交流を深めることができる、総合的な福祉の祭典が開催されます。

● 長野県高齢者作品展の作品を募集しています

【出品者資格】 県内在住の60歳以上のアマチュアの方

【部門】 日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真（6部門）

【申込締切】 10月16日（金）

【申込方法】 『長野県高齢者作品展出品票』（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

【出品票の請求・申込先】 住民福祉課 介護高齢者係（☎62-9133）

【作品搬入】 10月9日（金）までに住民福祉課 介護高齢者係までお持ち込みください。

【作品規格】 規格等の詳細については、長野県長寿社会開発センター本部へお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響により、今年度のスポーツ交流大会は開催されません。また、作

品展も例年のような展示ではなく、ホームページ等で全作品を紹介する形式となります。

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

防災コラム「ソナエル」

【問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

台風シーズン到来 ～土砂災害の危険を知ろう～

昨年の台風19号に続き、今年の7月豪雨など、近年は雨による災害が多く発生しています。

台風シーズンの備えとして、自宅が「土砂災害警戒区域」に該当するか、事前に確認しましょう。

土砂災害（特別）警戒区域とは

土砂災害等から住民の命を守るため、「土砂災害防止法」に基づいて長野県が指定・公表したものです。

■イエローゾーン

被害等を受けるおそれのある区域

■レッドゾーン

被害等を受けるおそれが特に高い区域

防災ガイドブックをご確認ください

自宅周辺の区域はどうなっているか、災害時はどこへ避難するのか、防災ガイドブックでご確認ください。

ガイドブックは役場窓口で配布、また町ホームページからご覧いただけます。

「食育推進チーム」だより

【問合せ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

“一緒に食べよう！主食・主菜・副菜のそろった食事”

《カルシウムの働き》

★骨や歯の材料になる

★筋肉を動かす

★神経を落ち着かせる

魚介類・納豆・きのこ類・酢などは、カルシウムの吸収を高めるため、一緒に食べると効果的です。

※カルシウムは不足しやすい栄養素です。積極的にとるようにしましょう。

カルシウムたっぷり

小松菜のチーズ納豆和え（副菜）

〈材料〉（4人分）

- ・小松菜…1束
- ・にんじん…1/4本 ・プロセスチーズ…60g
- ・白魚…30g ・ひきわり納豆…2パック
- ・しょうゆ…大きじ1半 ・白ごま…適量

〈作り方〉

- ①. 小松菜は1cmに、にんじんはせん切にし、茹でたあと水にとって冷まし水気を絞る
- ②. ①とチーズ、白魚、ひきわり納豆、付属のたれ、しょう油を和える
- ③. 盛り付けて白ごまをかけたら完成

富士見町無料職業紹介所だより

【問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

新規募集企業一覧（7月1日～7月31日受付分）

【登録No.】

47

【業務の内容】

栽培した野菜の出荷業務チームの統括・運営

【賃金】

月給 200,000円～250,000円

【勤務時間】

- ①午前7時30分～午後4時10分
- ②午前7時～午後4時10分（夏場）

【事業所名】

オリックス八ヶ岳農園(株)

【登録 No.】

48

【業務の内容】

ヘアークット等理美容業の移動サービス

【賃金】

時給 1,000 円～2,000 円

【勤務時間】

- ①午前 9 時～正午
- ②正午～午後 3 時
- ③午前 9 時～午後 3 時の間で 3 時間程度

【事業所名】

合同会社カワイイ(モバイルさくら)

※「紹介状」を発行しますので、まずは紹介所へご連絡ください。

富士見町では、事業所から求人情報の受付を行い、順次、職業紹介所で紹介・あっせんしています。

上記以外にも多くの求人募集が出ています。詳細等は、特設ホームページまたは産業課商工観光係（2階⑫番窓口）でご確認ください。

○特設ホームページ

<https://www.town.fujimi.lg.jp/site/jobinformation/?=qr>

こんにちは 包括支援センターです

【問合せ先】 地域包括支援センター

【電話番号】 62-8200

『認知症』は早期の発見・対応が大切です

認知症を完治させる薬や治療法はありませんが、早期に発見し、適切な治療や対応をすれば、病気の進行を抑え、生活の質を維持しながら暮らしていくことは可能です。まずはセルフチェックをしてみましょう。

- 今日が何月何日かわからない時がある
- 同じことを何度も聞く・言うことが増えた
- 置忘れやしまい忘れが増えた
- 冷蔵庫に同じ物がたくさん入っている
- 慣れているはずの道で迷うことがある
- 料理や洗濯の段取りが悪くなった

- 以前は好きだったことへの興味や関心が失われた
- 些細なことでイライラしたり怒りっぽくなった
- 言いたい言葉がなかなかでてこないことがある
- 人づきあいや外出がおっくうになった
- 雑誌やテレビの内容が理解できなくなった
- 財布がいつも小銭でパンパンになっている
- 身だしなみに気を使えなくなった
- 5分前に聞いた話が思い出せないことがある
- リモコン等の操作がわからなくなった

※チェックが6つ以上ついたら要注意です。一人で抱え込まず、地域包括支援センターにご相談ください。

下水道へ接続し「きれいで快適な生活」を

●下水道への早期接続を

【問合せ先】上下水道課 施設係

【電話番号】62-9356

さわやかな環境、快適な生活を与えてくれる下水道の整備には、多額の費用が掛かっています。この多額の資金を投入して整備した下水道も、町民の皆さまに利用していただかないと、無駄な施設となってしまいます。また、処理場・ポンプ・管清掃などの維持管理費や、建設時の借入金返済を利用者からの使用料によりまかなっていかなければなりません。

下水道が使用できる区域の方は、一日でも早く接続し、“きれいで快適な生活”を送りませんか。宅内排水工事に関する手続き等は、町指定工事店が代行しますのでお気軽にご相談ください。

※下水道の宅内排水工事を行えるのは、町指定工事店のみです。

●120万円を無利子で融資斡旋します

【問合せ先】上下水道課 庶務経理係

【電話番号】62-9352

町では、町民の皆さんに一日でも早く快適な生活をしていただくため、下水道への接続工事をする方に、無利子で金融機関から最高120万円を7年間返済で借りることができる「融資斡旋制度」を設けています。詳しくはお問い合わせください。

下水道を正しく使って快適な生活を

【問合せ先】上下水道課 施設係

【電話番号】62-9356

下水道は、自然や生活環境をより良くするための公共の財産です。下水道の施設は大部分が地下にあるため、詰まったときの修理が大変です。一人ひとりがルールを守り、快適な生活を送れるよう、皆さまのご協力をお願いします。

● トイレtp>ーパー以外は流さない

トイレtp>ーパー以外のティッシュペーパーや新聞紙、紙クズ等を流すと詰まりの原因となります。

● 詰まるものは流さない

固いものや布類は、下水管やポンプ、処理場でも詰まりの原因となります。便器に落としってしまった場合は水を流す前に必ず拾い出しましょう。また、紙おむつや生理用品などの繊維製品も詰まりの原因となるので流さないでください。

● 油を流さない

石けんと水と油が化合すると、固まって下水管を詰まらせます。

● 生ゴミを捨てない

生ゴミなどは詰まりの原因になります。野菜くずや残飯などは流さないでください。

★ 9月10日は下水道の日です

家庭や工場などの汚水が下水道を通して適切に処理されることによって、市街地や河川が清潔に保たれています。「下水道の日」をきっかけに、下水道の役割や正しい使い方について考えてみませんか。

みんなで富士見を元気にしよう

同級会補助金をご活用ください

【申込・問合せ先】生涯学習課 生涯学習係（コミュニティ・プラザ内）

【電話番号】62-7900

昨年度から始まった「富士見町同級会支援事業補助金」は、約700名の方にご利用いただきました。

新型コロナウイルス感染症への経済対策の一環として、令和2年度のみ補助条件のうち人数を10人以上から4人以上に、回数を年1回から3回に緩和し、より利用しやすくしました。

旧知である友との交流の場を広げ、仲間づくり生きがいがいづくりに、また、元気なまちづくりのためにご活用ください。

※開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防にご留意ください。

主な補助要件（令和2年度）

- 同級会とは町内小中学校の卒業生で、学級または学年の単位で開催される親睦会をいう
- 同級会は町内で開催すること
 - ※町内の店舗から購入し、屋外や個人宅等での開催も対象です
- 参加人数は4人以上
- 同一の同級会の補助は、同一年度内に3回まで
- 補助金の額は、同級生参加者1人あたり1,000円
- 開催の日の属する年度の、翌4月1日現在において20歳以上の者

申請の手順 窓口は生涯学習係(コミュニティ・プラザ内)

①「補助金交付申請書」を、開催日の2週間前までに提出

★添付書類：参加予定者名簿、収支予算書

➡「補助金交付決定通知書」が申請者に通知されます。

② 同級会実施後すみやかに「補助金実績報告書」と「請求書」を提出

★添付書類：参加者名簿、利用店舗領収書等の支払いを証明するものの写し、参加者全員が分かる集合写真

➡報告書の内容を審査後、確定補助金額が指定された口座に振り込まれます。

※申請書等のダウンロードなど、その他詳しくは町ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス危機突破支援金のお知らせ

【問合せ先】産業・雇用 総合サポートセンター（諏訪地域振興局 商工観光課）

【電話番号】53-6000

長野県では、顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に対して、業種別ガイドラインによる感染防止対策に取り組む小規模事業者を支援するため「新型コロナウイルス危機突破支援金」を受け付けています。

【対象者】理容、美容、エステティック、リラクゼーション、ネイルサービス、運転代行、療術業を営んでいる小規模事業者（常時使用する従業員の数が5人以下）

【受付】9月30日（水）まで ※消印有効

【交付額】1事業者あたり10万円

【受付方法】申請書を長野県のホームページからダウンロード、もしくは産業課 商工観光係（2階⑫番窓口）にて入手し、産業・雇用 総合サポートセンターへ提出してください

【提出先】

産業・雇用 総合サポートセンター（諏訪地域振興局 商工観光課）

〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10

【長野県ホームページ】

申請書はこちらからダウンロードください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html>

富士見で食べよう、富士見で買おう、富士見で遊ぼう、富士見で働こう

「みんなで富士見を元気にしよう」

事業者・町民応援振興券 第2弾

売上げが減少した事業者と、所得が減少した町民を同時に支援するため、町民1人あたり6,000円の応援振興券を追加で配布します。

【対象】 令和2年8月1日に富士見町に住所を有する方

【期間】 第1弾：10月31日（土）まで
第2弾：12月31日（木）まで

ふじみの自然に愛にきませんか。

富士見町の観光を代表する「2大リゾート」を核として、富士見町を含む諏訪6市町村と山梨県からの方を積極的にお呼びし、地域の魅力の再発見と、町内観光業の早期回復を目指します。

施設の利用料が無料になります！

◆富士見パノラマリゾート

入笠ゴンドラ往復券

◆富士見高原リゾート

- ・ロマンスエリア 入園券&リフト往復券
- ・白樺エリア 入園券&天空カート往復券（要予約）

信州富士見町グルメサミット 2020

富士見町内のおいしいグルメ店を巡って、地元の魅力を再発見してみませんか。2店舗を巡ってスタンプを集めると抽選で35名様に「参加店舗共通商品券2,000円分」が当たるスタンプラリーも開催します。

「事業者・町民応援振興券」が使用できる店舗もたくさんあります。この機会に

ぜひ多くのお店をお訪ねください。

【メニューの提供】 令和2年8月1日（土）～ 令和3年6月ころまで

【スタンプラリー】 令和2年8月1日（土）～ 令和2年10月31日（土）

※ スタンプラリーは、各店舗に設置してある QR コードをスマートフォン等で読み取るか、パンフレットに付いているスタンプ台紙にスタンプを2 つ集め、郵送または専用応募箱に投函してください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

姉妹町西伊豆だより

夕陽のまち

西伊豆町ふるさとフォトコンテストに応募してみませんか

西伊豆町では、毎年「夕陽のまち西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」を開催しています。今年で第16回目を迎えるこのコンテストでは、「夕陽部門」「ふるさと部門」「ドローン部門」の3部門で西伊豆町内のさまざまな景色を切り取った写真を募集しています。

入賞者には賞金や記念品などを贈呈しているほか、入賞作品は、毎年製作している町民カレンダーや観光PRポスターなどに使用しています。

富士見町のみなさんも西伊豆町にお越しになった際はぜひ写真を撮ってご応募ください。

◆町の人口と世帯数 令和2年8月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口 男性 7,053人(+14) 女性 7,358人(+11)

合計 14,411人(+25) 世帯 6,019世帯(+5)

◆発行日 令和2年9月1日

◆編集・発行 富士見町 総務課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

【電話番号】0266-62-2250(代) 【FAX番号】0266-62-4481

◆ホームページ <https://www.town.fujimi.lg.jp/>

◆Eメール fujimi@town.fujimi.lg.jp

◆印刷 有限会社富士見印刷